

## 平成 21 年度リスクコミュニケーション運営計画について

## I 食品安全委員会における平成 21 年度のリスクコミュニケーション に関する運営について（「平成 21 年度食品安全委員会運営計画」の抜粋）

## 1 重点事項

「食品安全委員会の改善に向けて（平成 21 年 3 月 26 日委員会決定）」により取りまとめられた改善方策を確実に実施し、委員会の業務の改善を着実に進める。

リスクコミュニケーションについては、引き続き参加型の運営を目指すとともに、参加者の理解度をより一層高めることができるよう、効果的・効率的な意見交換会の開催に努める。

また、地域におけるリスクコミュニケーションの推進と人材育成を行うため、リスクコミュニケーションの育成を図るとともに食品安全モニター事業との連携を推進する。

食品安全に関する広報については、ホームページ、メールマガジン、季刊誌の発行等に加えて、マスメディアを通じて、正確で分かりやすい情報を迅速かつ適切に提供する。また、マスメディア関係者が食品安全に関する理解を深めるための取組を引き続き推進するとともに、次期食品安全総合情報システムの開発に併せてホームページの改定を進める。

## 2 リスクコミュニケーション専門調査会の開催

おおむね 1～2 ヶ月ごとに開催し、以下の事項について調査審議する。

- 「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」（平成 18 年 11 月 16 日委員会決定）において、今後検討すべき内容として掲げられている諸課題を踏まえたリスクコミュニケーションの着実な推進方策
- 平成 20 年度に実施したリスク認知の形成要因に関する調査及び社会的な関心事項を踏まえた、リスクコミュニケーションの新たな展開方策
- 平成 20 年度に実施したリスクコミュニケーションの総括（平成 21 年 4～5 月ごろ）

### 3 意見交換会等の開催

意見交換会については、委員会が行う食品健康影響評価その他の食品の安全性の確保のための様々な取組について、広く国民の理解を得るため、リスクコミュニケーション推進事業で実施した各講座の受講者の協力も得つつ、多様な場の設定と参加型の運営を目指す。

具体的には、以下の観点から適切なテーマの選定を行い、計画段階において、対象者、開催方法、開催規模等を十分検討するとともに、実施後の評価（計画段階で設定した目標の達成度、参加者の理解度・満足度等）を行い、必要に応じて改善を図る。

- リスク評価のうち、国民の関心の高いもの
- リスク管理措置がとられているもののうち、国民の関心が高いものであって、かつ、リスク評価の内容についても説明の必要があるもの
- リスク分析の考え方

### 4 リスクコミュニケーション推進事業の実施

地域におけるリスクコミュニケーションの推進と人材育成を行うとともに、食育の推進にも資する観点から、以下に留意して、リスクコミュニケーション推進事業を実施する。

- ① 意見交換などの会議を円滑に進行する技術を有するリスクコミュニケーター（ファシリテーター）及び科学的知見に関する情報を分かりやすく説明できるリスクコミュニケーター（インタープリター）を育成する「リスクコミュニケーター育成講座」の計画的な実施に努める。
- ② 「リスクコミュニケーター育成講座」等の受講者によるリスクコミュニケーション（グループディスカッション等）を推進する。
- ③ 食品安全に関する普及啓発活動や食育に資する資材を製作し、その活用の促進にも努める。

### 5 全国食品安全連絡会議の開催

委員会と地方公共団体との緊密な連携や情報の共有化を図るため、地方公共団体（都道府県、保健所設置市（政令指定都市、中核市を含む。）及び特別区）との連絡会議を開催する。

この連絡会議においては、地方公共団体のニーズ等を踏まえてテーマを決定するとともに、地方公共団体相互の情報の共有化を図る。

## 6 食品安全モニターの活動

食品安全モニター470名に対し、委員会が行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況や食品の安全性等に関して、日常生活を通じて気付いた点等についての報告を積極的に求めるとともに、地域への情報提供等について協力を依頼する。

また、食品安全モニターとの情報・意見の交換を図るため、平成21年5月ごろを目途に、北海道、東北地域、関東地域、東海地域、北陸・近畿地域、中国・四国地域、九州・沖縄地域等の地域別に、食品安全モニター会議を開催する。

なお、開催に当たっては、これまでに寄せられた食品安全モニターからの意見等を参考とし、会議内容等の改善を進める。

その他、食品安全モニターに「リスクコミュニケーション育成講座」等への参加を促すなど、リスクコミュニケーション推進事業との連携を図る。

## 7 情報の提供・相談等の実施

国民に対し、正確で分かりやすい情報を迅速かつ適切に提供するため、国民の関心や提供した情報の理解・普及の状況・効果の把握に努めつつ、ホームページ、メールマガジンの配信、季刊誌、パンフレット、リーフレット、食品の安全性に関する用語集の発行等を通じ、積極的に情報提供を行うとともに、メールマガジンの会員募集等利用者の拡大に向けた取組を積極的に進める。

また、地方公共団体や関係団体への情報提供にも努める。ホームページについては、一層の内容等の充実や迅速な更新、メールマガジン等との連携を図る。

さらに、一般国民に対する報道の重要性を踏まえ、必要に応じて委員等による記者会見を開くほか、これまでの報道担当記者等との懇談会に加え、幅広いマスメディア関係者との間で意見交換を行うことなどにより、適時適切な情報の提供と食品安全に関する理解の促進に努める。

併せて、プレスリリースのメール随時配信等によるマスメディア関係者へのきめ細やかな情報提供と連携の維持・充実を引き続き推進するとともに、委員会におけるマスメディア対応能力の向上に努める。

食の安全ダイヤルを通じた一般消費者からの相談や問い合わせについての対応を引き続き行うとともに、食の安全ダイヤルに寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた情報は関係機関とも共有し、積極的に活用を図る。

## 8 リスクコミュニケーションに係る事務の調整

委員会及びリスク管理機関のリスクコミュニケーションに関する計画について、その整合性等を保つ観点から、毎月2回程度、関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を開催し、必要な調整を行う。

## 9 食育の推進への貢献

食育の推進に貢献するため、リスク評価の手法や内容等に関して情報の提供や意見交換を促進し、食品の安全性に関する国民の知識と理解の一層の増進を図る。

特に、平成21年度においては、子どもを対象としたリスクコミュニケーションを幅広く展開し、子どもに対する食の安全の啓発を積極的に推進するとともに、食品安全委員会の活動等に関する理解を広げる観点から学校教育との連携の取組みに力を入れる。

## II 厚生労働省における平成 21 年度のリスクコミュニケーションに関する運営について（案）

### 1 意見交換会の開催等

全国各地で消費者等を対象に輸入食品等の安全性の確保等をテーマとする意見交換会を適宜開催する。

### 2 情報の発信

#### （１）ホームページの充実

「食品安全情報」のページを利用しやすく、分かりやすい内容となるよう努める。

#### （２）パンフレット等の作成・改訂

食品の安全性の確保のための取組を紹介するパンフレットを作成・改訂する。

### 3 意見募集（いわゆるパブリック・コメント）等の実施

規制の設定又は改廃等に係る意見募集（いわゆるパブリック・コメント）及びその結果の公表を着実に実施する。

### 4 その他

#### （１）関係府省、都道府県等、関係団体主催の意見交換会への参加

#### （２）関係府省等との連携、消費者団体・事業者団体等との交流の促進

#### （３）リスクコミュニケーション担当者への研修、子ども向けの情報提供、モニター制度の活用、情報の公開などの実施

### Ⅲ 農林水産省における平成 21 年度のリスクコミュニケーションに関する運営について（案）

#### 1 消費者等との意見交換会等の開催

- 食品安全委員会、厚生労働省及び（独）農林水産消費安全技術センターと連携して、全国各地で各種テーマに関する意見交換会を開催する。（随時）
- 消費者等との定例懇談会を開催する。
- リスクコミュニケーションの効率的運営に資するため、インターネットを活用したアンケート調査「安全・安心モニター調査」を実施する。

#### 2 情報の提供

- 消費者団体等関係者が各地で行う勉強会へ積極的に参加するとともに、特に地方農政局等においては地域のネットワークを活用して情報を提供する。（随時）
- 本省、地方農政局及び（独）農林水産消費安全技術センター等のホームページを通じて、関係者に情報を提供する。（随時）
- メールマガジン「食品安全エクスプレス」により、農林水産省をはじめ、食品安全委員会や厚生労働省の食品の安全と消費者の信頼の確保に関する情報を提供する。（毎日）

#### 3 その他

- 関係行政機関との連携

リスクコミュニケーションの実施に当たっては、食品安全委員会のリスクコミュニケーション専門調査会や、関係府省リスクコミュニケーション担当者連絡会議などを通じ、内閣府食品安全委員会、厚生労働省などの関係行政機関と緊密な連携を図る。